いのちと健康ニュース NO. 72

1994年　9月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目２番３号
高齢者労働会館５Ｆ　TEL.FAX　052-322-0406
編集発行責任者　中原　東四郎

［全　労　連］

「いのちと健康を守る要求書」を提出

6/28労働省へ、7/15,7/20 交渉

《要　請　事　項》

1．労（公）災認定基準の改善と被災者への救済、労災補償制度を改善すること。

① 労（公）災・職業病の被災者による立証責任を転換して、関係資料の提出の義務化等の事業者の「挙証責任」を明確にした法改正を行なうこと。　また、関係資料は請求人に開示すること。

② 自殺を含む過労死・過労性疾患の迅速な労（公）災認定のため、認定基準の見直しと審査業務の改善をはかること。

●「業務上疾病の範囲」を法定化しそのなかに「脳血管疾患及び虚血性心疾患」「精神障害」を定めると共に、業務と基礎疾患が共同原因となった疾病も業務上とすること。　また、業務と疾病との関連性が　推認される場合は業務上の認定をすること。

●業務上外の決定権者は監督署長であることを明確にし、病名、事案を特定した「本省りん伺」や全数協議会の強要をやめ、署内での監督・安全をふくめた検討体制の強化をはかること。

また、医師意見書については原則として主治医にとどめ、労災医員協議会は純粋な医学的判断の場として位置付け、原則として公開とし、労災医員の任命の民主化などはかるとともに、監督署の体制強化など、迅速で民主的な審査業務となるよう改善をはかること。

③給食・保育業務や障害児（者）教育・介護業務労働者の頚肩腕障害や背腰痛症等の労（公）災認定のため、認定基準を見直すとともに、被災者が完全職場復帰するまで労災補償をおこない、主治医の意見の尊重をはかって行政判断の「労（公）災打ち切り」は行なわないこと。

↙④企業の「労災かくし」をやめさせ証拠開示と労災職業病の企業責任を明確にさせるとともに、重大事故を起こした企業の公共事業への発注等の規制強化をはかること。

また、労災における元請責任を明確にし、下請け等を含めた労働者の安全衛生教育や安全衛生体制の確立に責任を持たせること。

⑤企業の補償制度の確立・改善とともに、訓練を含む職場復帰までの完全な補償と作業内容の改善をはかるよう指導を強化すること。

⑥企業が労働者にかけている「団体生命保険」を労働者に公開するとともに、企業内補償や福祉制度の拡充などをはかるよう指導を強化すること。

⑦労（公）災・職業病の原因究明と治療法の確立のため、体制の強化と予算の大幅増額をはかること。

2．すべての職場で労働安全・衛生対策を強化するよう指導を強化すること。

①すべての職場で安全衛生委員会の設置や産業医、安全・衛生推進者の配置をはじめ職場の安全・衛生対策の強化と作業基準の改善、安全衛生教育などが徹底されるよう指導を強化すること。

②すべての職場で定期健康診断や特別検診、健康相談などを含めた健康管理体制を確立・強化するよう指導強化すると同時に、中小企業に対する助成等を強化すること。 ↗

↙③安全・衛生監督体制を強化するとともに、重大違反企業名は公表し、労働者の不就労権の明確化を行なうこと。

④労働時間の短縮や労働者のいのちと健康を守るため、作業や安全の最低基準の法制化や改善をおこなうとともに、労働基準法や労働安全衛生法、関連法規の遵守のための指導を強化すること。

⑤労働基準監督官の大幅増員をはかるとともに、労働者保護のための労働行政の拡充を行なうこと。

3．中央労働基準審議会や労災補償保険審議会等の運営の民主化をはかるとともに、中央労働保険審査会や基金審査会本部等の再審査機能の充実をはかること。

①中央労働基準審議会や労災補償保険審議会、じん肺審議会等の労働者側委員の「連合」独占をやめ、全労連・県労連からの推薦委員を選出するなど運営を民主化すること。

②中央労働保険審査会参与の任命の公正化と、形骸化している再審査請求の改善をはかるとともに、労災防止指導員選出の民主化と権限の強化、労災防止教育や学習等での役割が拡充するよう改善をはかること。

③地公災基金審議会委員に労働組合代表を任命するよう地方公務員災害補償法を改正するとともに、基金支部長には直接利害関係を有しないものを任命すること。

(7/21付、「全労連情報」NO.159 抜粋)

［ 全 労 連 ］

労災認定基準の見直しを要求

7/15、7/20労働省と交渉

全労連「いのちと健康を守る」対策委員会は7/15と7/20、いのちと健康、安全・衛生対策に関する対政府要求書に基づいて労働省と交渉しました。

「労（公）災認定基準・審査業務の改善問題」の要求にたいして、労働省は「労働保険の考え方からは『事業者の挙証責任』の明確化、法改正は困難だ」などと回答。

交渉団は、「裁判所は過労死認定であいついで労働省認定基準の『有力原因論』を否定し、『共働原因論』にもとづく労災認定が行なわれている。

この５月には最高裁でも同様の判決が出されており、労働省の認定基準は早急に見直すべきだ」と追及、再回答を求めた。

労災給付打ち切りの問題でも「最近裁判で『行政が自由に判断すべきでない』との判決が出され、労働省が上告を断念している。労災給付打ち切りを指示した『３７５通達』を撤回せよ」ときびしく追及しました。

職場における労働安全衛生対策問題では、「労働省は実態をきちんと掌握し、違反をなくさせる姿勢で指導を強化せよ」と迫りました。

そして今後も「労災認定基準」や「労災打ち切り」など安全・衛生問題で交渉を継続していくことを確認し、関係資料の提出を求めました。

（ 8/1付「全労連」NO.109より抜粋）

［自治労連愛知県本部］

『いのちと健康を守る』方針決定

7/26～27、'95 年度定期大会

自治労連愛知県本部は、県下各単組の労働安全衛生の運動を強化するため『いのちと健康を守り公務災害・職業病をなくすたたかい』の方針を決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

仕事が原因のけがや病気が発生しない職場をつくること、またその元凶とのたたかいはいよいよ重要です。

県本部は、これまでの到達点をさらに発展させ、労働安全衛生委員会の確立・活性化をキーワードに労働安全衛生の取り組みをすすめます。

具体的には、次のように取り組みます。

①名古屋市職労の公務外認定の取り消し訴訟を積極的に支援し、その他のたたかいを含め強化します。

②県本部労安職業病対策委員会の定期開催と活動強化をはかります。

③「労働安全衛生交流集会」を開催します。

④安全衛生に関する施設や運営の見学・調査を行ない、進んだ単組・職場の取り組みを他に広めます。

⑤愛知健康センターや愛労連の「いのちと健康を守る対策委員会」の取り組みを強化します。

⑥自治労連「第１１回地方公務員労働安全衛生・職業病全国交流集会」に、積極的に参加します。

（'95 年度自治労連県本部方針抜粋）

職場の安全衛生

準備期間：　９月１日～３０日
本週間　：１０月１日～　７日

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

平成6年度全国労働衛生週間

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

愛知労働基準局・愛知労働基準協会

［　実　施　要　項　］

１．趣　旨

（前　略）

本年度は、心身両面にわたる健康づくりをより一層進めるとともに、職場における有害因子や労働者が疲労やストレスを感じることのない職場環境を形成していくことをめざし、

「守ります　私の健康　つくります
疲労・ストレスない職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

２．スローガン

「守ります　私の健康　つくります
疲労・ストレスない職場」

３．期　間

準備期間　９月　１日～３０日
本週間　１０月　１日～　７日

［名古屋過労死を考える家族の会］

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

傍聴で支援をお願いします

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

名古屋地裁 11F（1101号　法廷）

※　日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。

9/2　(金) pm1:30～3:00　新井さん（証人）
9/5　(月) pm1:10～　松井さん
9/5　(月) pm1:30～3:30　柏木さん（証人）
9/9　(金) pm3:00～4:00　北口さん（証人）
9/14 (水) pm1:00　渡辺（亘子）さん（判決・名高裁（1003号法廷））
9/28 (水) am10:20 ～植松さん（企）
9/28 (水) pm1:10～植松さん（行政）
10/12 (水) am10:30 ～渡辺光子さん（行政・本人反対尋問）
10/17 (月) pm1:10～　鈴木（俊）さん
10/26 (水) am10:30 ～鈴木（美）さん（証人）
10/28 (金) pm2:40～4:00　永須さん（証人）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
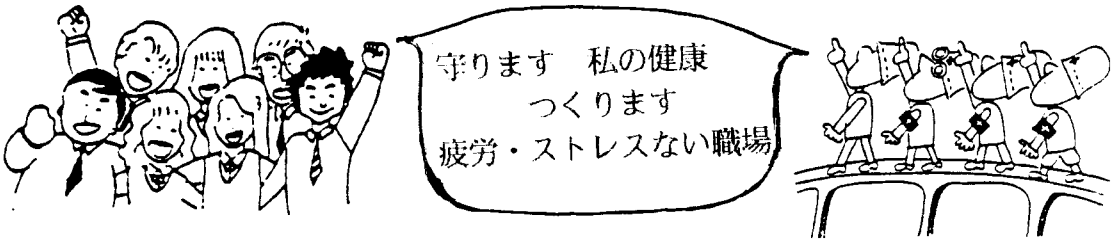
※　岐阜地裁の森下裁判は未定です。